

## 要綱（骨子）に対する意見

### 第1・1 被害者等による少年審判の傍聴

#### 1 意見

賛成である。

#### 2 理由

犯罪被害者等基本計画は「事件の当事者である犯罪被害者等が、被害を受けた事件の捜査・公判等の刑事に関する手続や、少年保護事件の調査・審判等の手続に対し、それを通じて事件の真相を知ることができ、名誉が回復され正義が実現されるものと期待し、その推移及び結果に重大な関心を持つのは当然である」と宣言している。

少年犯罪の被害者にとって、なぜそのような事件が起こったのか、当該事件はどのように審理されているのか、どのような要因が考慮されて審判結果に至ったのか等の事実は極めて重要な関心事であり、審判の過程を直接見聞したいという利益は尊重に値するというべきである。

他方、審判廷に被害者が在席することによって少年が心理的に萎縮し、心情の率直な吐露が阻害されるおそれも否定できない。審判を通じて少年の内省の深化と適切な処遇決定を図る現行制度の理念は維持されるべきであり、被害者等の傍聴によって少年の健全育成等が阻害される事態は回避されねばならない。

したがって、被害者等による少年審判の傍聴も無限定に許されるべきでなく、被害者等の傍聴の利益が高度に尊重されるべき場合において、少年の健全育成等を阻害しない範囲で認められるべきものとする（なお、少年審判規則29条の活用には、裁判長の広汎な裁量を是認する点で失当である）。

この点、要綱（骨子）第1・1では、対象となる罪種を究極の法益である生命の侵害及びこれに重大な危険を生じさせたときと定めており、被害者等の傍聴の利益が最も尊重されるべき場合に限定していることは相当である。

また、当該罪種に係る事件であっても、少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときに限って傍聴を許すものとされ、少年の健全育成等が阻害されることのないよう配慮されている点も首肯できる。

なお、要綱（骨子）第1・1では、いわゆる触法少年に係る事件についても傍聴の対象に含めているが、この点も是認することができる。けだし、生命侵害等の被害を受けた被害者等にとって、加害少年が14歳未満であるか否かによって

審判の過程を直接見聞したいという希望は異ならず、むしろ検察官送致の可能性がない以上、触法少年の事件こそ傍聴の利益がより大きいものであるところ、被害者等の傍聴によって14歳未満の少年が一律に萎縮するといった事態は考えられず、その年齢や心身の状態等を考慮して少年の健全育成等が阻害されない範囲に限定することは十分に可能だからである。

### 3 要望

- (1) 要綱(骨子)第1・1では、対象となる罪種のうち、被害者を傷害した場合にあっては、これにより生命に重大な危険を生じさせたときに限定している。事務当局の説明によれば、ここでいう「生命に重大な危険を生じさせたとき」とは、医療措置を施しても死亡に至る蓋然性が極めて高い場合を想定しているとのことであるが、これは狭量に失する嫌いがある。

死亡に至る蓋然性が高いとはいえなくとも、被害者に極めて重度な後遺障害(例えば高次脳機能障害等)が生じた場合、生涯にわたって被害者の療養看護に当たる配偶者等にとって、審判の過程を見聞する利益は生命侵害の場合と異なるほどに重大で、高度に尊重されるべきと考える。

したがって、被害者を傷害した場合でも、生命に重大な危険を生じさせたときに限定せず、心身に重大な故障を生じさせたときも傍聴の対象に含めるべきである。

- (2) 要綱(骨子)第1・1では、傍聴の方法について特段の定めが設けられていない。しかし、事件によっては、被害者等が現に在廷することで少年に対する萎縮的作用が予想されても、別室でモニター等を利用した傍聴であればこれを回避することが可能なケースも想定できる。このようなケースにおいてまで、被害者等の傍聴の機会を排除するのは相当でない。

そこで、被害者等の傍聴の方法として、モニター等を利用した傍聴についても導入が図られるべきである。

## 第1・2 審判傍聴への付き添い

### 1 意見

賛成である。

### 2 理由

被害者等のなかには、若年であったり、事件によって精神的被害を受けたことにより、加害少年と同室することで著しい不安や緊張を覚える者も存在する。

そのような場合でも、委託を受けた弁護士や民間支援団体のボランティア等、適切な支援者が付き添うことによって、被害者等の不安や緊張を相当程度緩和することが可能である。現に、逆送後の刑事裁判の傍聴に際し、弁護士等の同行支援を受ける被害者は数多く存在する。

この点、要綱（骨子）第1・2は、被害者等の不安や緊張の緩和に相当で、審判を妨げる等のおそれがないと認める者の付き添いを認めており、相当である。

### 3 要望

被害者等のなかには、心身の状態等により、付き添いを受けたとしても加害少年と同室することが困難な者も存在する。このような場合でも、審判の過程を把握したいという利益は尊重されるべきであり、何らかの方策を講ずる必要がある。

そこで、被害者が審判廷に在席できない場合であっても、委託を受けた弁護士等、審判を妨げるおそれのない者による傍聴を認める「代理傍聴」の制度について、導入に向けた検討が図られるべきである。

## 第1・3 情報漏示の禁止

### 1 意見

賛成である。

### 2 理由

前述のとおり、被害者等の傍聴の利益が尊重に値するといっても、少年の健全育成等が阻害され、更生の機会が奪われるような事態が生じてはならない。傍聴を認められた被害者等が、正当な理由なくして少年の身上に関する事項を漏らしたり、傍聴により知り得た事項をみだりに用いてはならないことは当然である。

この点、要綱（骨子）第1・3は、記録の閲覧・謄写と同等の守秘義務及び注意義務を被害者等に課すものであり、相当である。

なお、守秘義務等の違反に対して科料等の罰則を科すことは、担保措置として過大であって賛成できない。情報を漏示した被害者等の法的責任は、損害賠償等の民事的な範囲に留めるべきである。

## 第2 被害者等による記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大

### 1 意見

賛成である。

### 2 理由

被害者等にとって、記録の閲覧・謄写は、単に損害賠償請求の手段として必要なだけでなく、どのようにして事件が起こったのか、なぜ自分が被害を受けたのかといった事実を知るためにも極めて重要である。ことに、被害者が死亡しているような重大事件において事件の経緯等を正確に知ることは、遺族の精神的被害の回復にとって不可欠である。すなわち、損害賠償請求権行使以外の場合でも、記録の閲覧・謄写を認めるべき必要性は高い。

同様に、被害者等が「事件について知りたい」と希望するのは、単に非行事実に関する部分のみでなく、少年の身上経歴に関する部分も含まれる。

他方、要綱（骨子）第2によれば、家庭裁判所は、審判の状況等を考慮して不相当と認めるときは不許可とすることが可能であり、少年の健全育成が直ちに阻害されることにはならない。

### **第3 被害者等の申出による意見の聴取の対象者の拡大**

#### 1 意見

賛成である。

#### 2 理由

被害者の心身に重大な故障がある場合の意見聴取について、配偶者等が対象者に含まれていない理由は、「被害者等が生存している場合には被害者自身に意見を陳述させることを原則とすべきあると考えられる」などと説明されている。

しかしながら、心身に重大な故障がある場合、すなわち被害者が自ら制度を利用することが困難な場合において、被害者が自ら意見を陳述すべきというのは、不可能を強いるものというほかない。

記録の閲覧・謄写と同様、被害者の心身に重大な故障がある場合には、対象者に配偶者等を含めるべきである。

### **第4 成人の刑事事件の管轄の移管等**

#### 1 意見

賛成である。

#### 2 理由

移管措置については、対象事件以外の事件が併合罪の関係に立つ場合、地裁と家裁へ別々に起訴されることになって煩瑣であるし、略式命令によることができない不都合も存する。

また、事件の通告義務については、現在の少年非行を取り巻く状況に適合しない点もあり、削除によって支障が生ずるおそれもない。

以上